

離婚

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	地域振興局	
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居） ※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！				
	前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		5 戸籍住民課	〔振〕
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	姓が変わる方で旧姓を住民票や印鑑証明書などに表示したい方	旧姓併記の手続き	新しい戸籍謄本 (印鑑登録する場合は実印)			
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 77 条の 2 の届)	受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険証交付	変更前の国民健康保険証			
	→70歳から74歳までの方	新しい保険証兼高齢受給者証交付	変更前の保険証兼高齢受給者証		7-1 国民健康保険係	〔振〕
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	健康保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			
	姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療被保険者証 各種認定証の送付先確認（後日郵送）	変更前の後期高齢者医療被保険者証		7-3 高齢者保険係	
	加入中の年金が前配偶者の扶養（第3号被保険者）である方	国民年金第1号被保険者へ種別変更	・資格喪失証明書 ・離婚日が記載された戸籍謄本		7-2 国民年金係	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更	請求者の振込先口座のわかるもの (必要なものがそろっていないくても窓口へお立ち寄りください)		10-1 こども支援課	〔振〕
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 一人親家庭等医療費助成の相談	受付窓口でご相談ください			
	こども医療費受給者証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方	こども医療費助成の受給者証の変更	・子ども医療費受給者証 ・健康保険証（子） ・振込先通帳（保護者）		9-2 福祉医療係	〔振〕
	保育園・幼稚園等に入園を希望する方	保育園・幼稚園等の入園相談			11 こども未来課	〔振〕
	保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	世帯状況変更、保育料振替登録口座変更など	受付窓口でご相談ください			
	小・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	受付窓口でご相談ください		第2分館 学校教育課	(嬉野・三雲) 北部教育事務所 (飯南・飯高) 西部教育事務所
高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		2 介護保険課	〔振〕
	姓が変わる方で障害者手帳、自立支援医療受給者証、福祉サービス受給者証などをお持ちの方	各種手帳・受給者証の氏名変更等	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・受給者証			
	特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当を受給している方	口座変更（必要な方のみ） 受給者変更届等	窓口にご相談ください		8 障がい福祉課	〔振〕
	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証をお持ちの方	受給者証の氏名・住所変更、負担上限月額の見直し	受給者証			
	障がい者医療費受給資格をお持ちの方	障がい者医療費受給者資格の変更	・障がい者医療費受給者証 (交付されている方) ・健康保険証		9-2 福祉医療費係	〔振〕
料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます		上下水道お客様センター 0598-51-2660 0120-323-204 (市内固定電話のみ)	
その他	市営住宅に入居していた方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	受付窓口でご相談ください		2階 住宅課	



開庁時間 あさ**8時30分** ~ 夕方**5時15分**

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

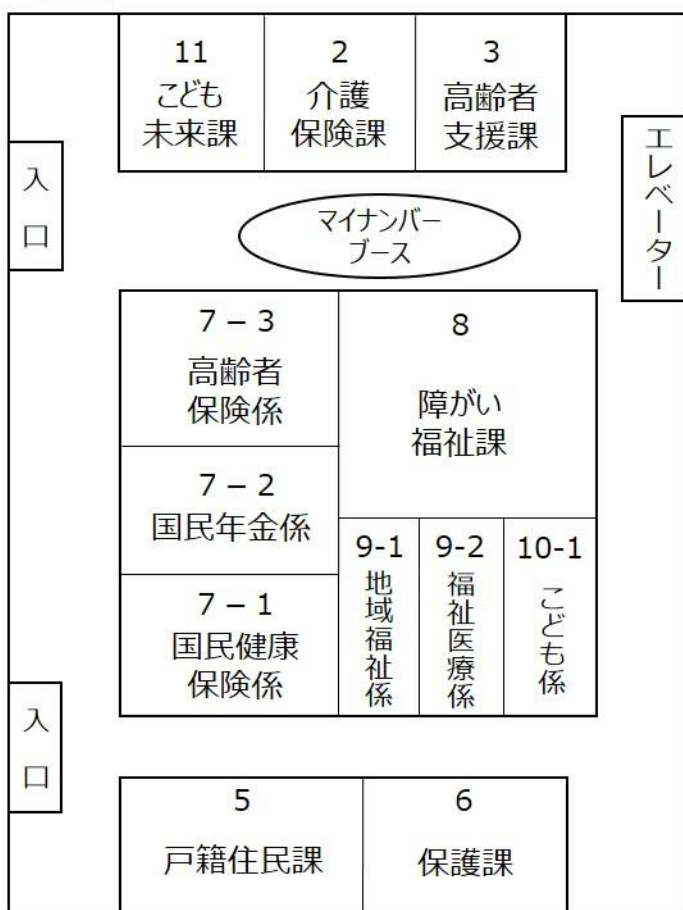
嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局でも手続きができます。一部の手続きでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

松阪市ホームページ <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

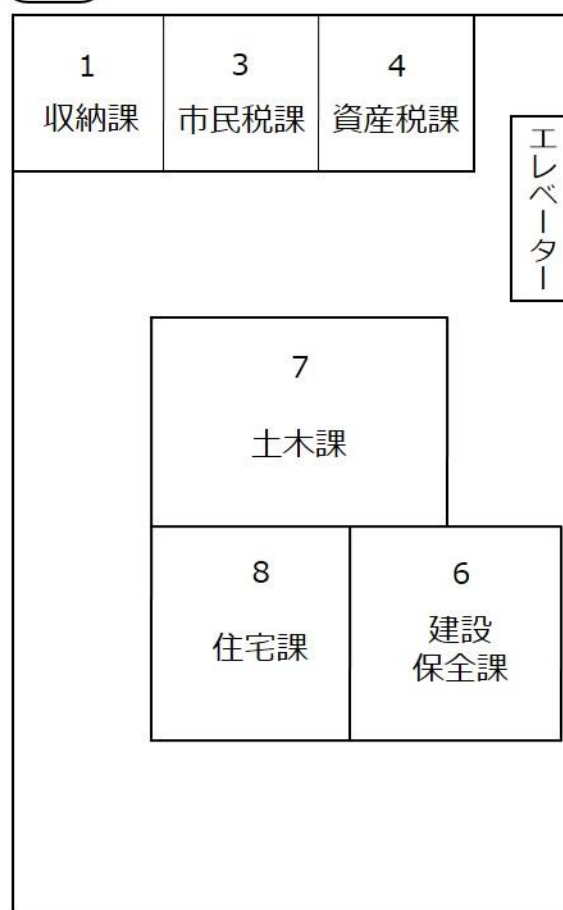
手続きチェックシート

本庁主な窓口 (1階・2階)

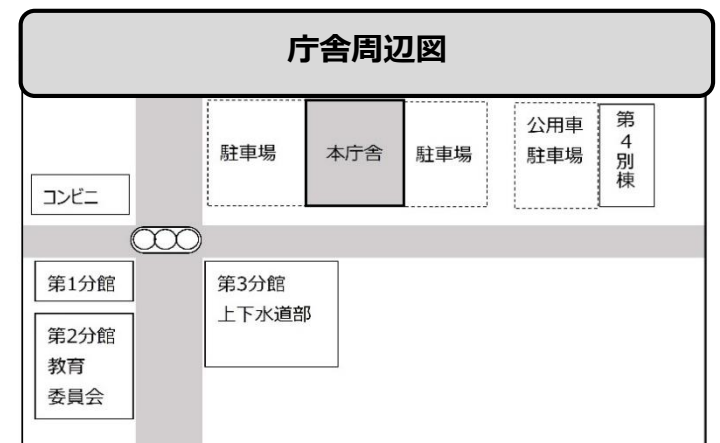
1階



2階



庁舎周辺図



・戸籍住民課 0598-53-4052
 ・国民健康保険係 0598-53-4041
 ・国民年金係 0598-53-4044
 ・高齢者保険係 0598-53-4068

・介護保険係 0598-53-4091
 ・障がい福祉課 0598-53-4059
 ・福祉医療係 0598-53-4046
 ・住宅課 0598-53-4163

・子ども支援課 0598-53-4081
 ・子ども未来課 0598-53-4083
 ・学校教育課 0598-53-4388